損保ジャパン
SOMPO Innovation for Wellbeing

2024年10月

海外旅行総合保険
「海外駐在員向けプラン」

このチラシは海外駐在員向けプランの概要を説明したものです。傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、航空機遅延費用保険金等の補償内容、サービス内容、ご契約時やご契約後、およびその他の注意事項等については、海外旅行総合保険パンフレットに記載しておりますので、ご契約前に本チラシとあわせて必ず参照してください。

海外駐在中には、海外現地で居住する住宅で火災を起こしてしまったり、住宅内に保管中のものが盗まれてしまうなど、短期間の海外旅行とは異なるリスクを抱えています。海外駐在員向けプランは、海外駐在等により日本国外に居住される方やそのご家族の下記のようなリスクをカバーする海外駐在員専用特約を海外旅行総合保険にセットしたプランです。

海外駐在員専用特約とは

家族総合賠償責任補償特約

日常生活に起因する事故（自動車事故を含みます。）や住宅の所有・使用または管理に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

たとえば

駐在中に居住する住宅で誤って火災を起こしてしまい法律上の賠償責任を負うことになった。

被害者治療費用補償特約

住宅内で来客がケガをして、被保険者（保険の対象となる方）がその治療費を負担した場合等に保険金をお支払いします。
（注）賠償責任の発生の有無を問いません。

たとえば

駐在中に居住する住宅内でパーティーを開催した時に、招待客がケガをしてしまった。

生活用動産損害補償特約

被保険者または被保険者の同居の親族が所有する家財、身の回り品（※）について、携行中および海外現地の住宅内に保管中に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
（※）保険の対象となる身の回り品、物の範囲については、補償内容のご説明の「保険金をお支払いする主な場合」を参照してください。

たとえば

駐在中に居住する住宅内に保管中のカメラが盗まれてしまった。

特約セット時の注意事項

- **海外駐在員専用特約は「海外旅行総合保険パンフレット」の「ご契約タイプ」にはセットできません。本チラシ「ご契約タイプ」に記載のS82～S85、K83、K84のタイプにセットしてご契約ください。**
  （注）チラシに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- **ご契約者は企業・団体にかぎります。**

- **被保険者は、海外駐在等により日本国外に居住される方とします。海外に永住される方や帰国予定のない方はお引受けできませんのでご注意ください。**
  （注１）家族総合賠償責任補償特約および被害者治療費用補償特約については、記名被保険者(※)のほか、日本国外に居住する次の①から③までに該当する方を補償の対象に含みます。ただし、責任無能力者を除きます。
  ①記名被保険者（※）の配偶者
  ②記名被保険者（※）またはその配偶者の同居の親族
  ③記名被保険者（※）またはその配偶者の別居の未婚の子
  （※）保険証券に記載された方をいいます。
  （注２）生活用動産損害補償特約については、被保険者の同居の親族が所有する家財および身の回り品についてもお支払いの対象となります。

- 補償内容が同様のご契約（※）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
  補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
  （※）海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

＜補償重複となる可能性がある主な補償・特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	海外旅行総合保険の家族総合賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	海外旅行総合保険の生活用動産損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

- 家族総合賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  （注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談については、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

- 家族総合賠償責任補償特約では自動車事故に起因する損害の補償が含まれています。現地自動車保険の上乗せ契約となりますので、必ず現地自動車保険をご手配ください。なお、ご希望により、自動車事故に起因する損害の補償を対象外とすることができます。

- 被害者治療費用補償特約は単独でセットすることはできません。家族総合賠償責任補償特約と同時にセットする必要があります。

- 家族総合賠償責任補償特約において、住宅内で一時的に預かったものに与えた損害については、１回の事故につき10万円を限度として保険金をお支払いします。

- 生活用動産損害補償特約については、保険の対象１つ（１個、１組または１対）あたり20万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して５万円）を限度としてお支払いします。

用語のご説明

用語	定義
住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（※）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （※）定期券は除きます。
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※１）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※２）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ご契約タイプ

最初にお読みください。

■保険期間は海外へ駐在の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの期間に合わせて設定します。
■ご希望により、「生活用動産の盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関する特約（盗難等限度額30万円）」を任意でセットすることができます。この特約により、盗難等の事故の場合に、30万円を限度として保険金を支払います。
■治療・救援費用保険金額の無制限とは、ケガまたは病気等の事由の発生１回についての支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。
■年齢、保険期間、引受条件等により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。
■詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料計算例

1年間のアメリカ駐在で、駐在員ご本人（40歳）がS83タイプ、駐在員ご家族（37歳）がS85タイプ、駐在員ご家族（10歳）がK83タイプ、駐在員専用特約を下記<ご契約例>の保険金額でご選択された場合

駐在員ご本人のご契約タイプ（S83）の保険料	＋	駐在員ご家族のご契約タイプ（S85）の保険料	＋	駐在員ご家族のご契約タイプ（K83）の保険料	＋	駐在員専用特約<ご契約例>の保険料	＝	合計保険料
604,770円		559,130円		439,550円		34,090円		1,637,540円

・被保険者の同意（署名）をいただける場合
⇒S82～S85、K83、K84のご契約タイプからお選びください。

・被保険者の年齢が15歳未満の場合
・被保険者の同意（署名）をいただけない場合
⇒S84、S85、K83、K84のご契約タイプからお選びください。

ご契約例からお選びください。

（注）駐在員専用特約は下記ご契約例以外の保険金額を設定することも可能です。ご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約タイプ（59歳以下の方用）

（注1）ご家族のタイプは駐在員ご本人の保険金額以下となるようにお選びください。

	ご契約タイプ	S82	S83	S84	S85	K83	K84
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	-
	治療・救援費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	-
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
保険料 保険期間	3か月超から4か月まで	152,920円	135,770円	108,920円	121,460円	94,990円	87,850円
	5か月まで	197,540円	175,510円	140,870円	157,110円	122,850円	113,610円
	6か月まで	240,420円	213,680円	171,550円	191,330円	149,590円	138,320円
	7か月まで	280,620円	249,110円	200,000円	222,760円	174,110円	160,910円
	8か月まで	319,950円	283,540円	227,670円	253,060円	197,680円	182,530円
	9か月まで	446,400円	405,230円	326,510円	370,780円	290,910円	270,690円
	10か月まで	506,280円	460,330円	371,020円	421,870円	331,050円	308,190円
	11か月まで	577,240円	526,820円	424,660円	484,680円	380,650円	354,880円
	1年まで	659,460円	604,770円	487,650円	559,130円	439,550円	410,500円
	2年（※）	1,318,920円	1,209,540円	975,290円	1,118,260円	879,090円	820,990円

（※） 1年を超えるご契約において保険料表に記載のない保険期間（1年6か月等）の保険料については、 取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注2）保険始期時点で（被保険者の）年齢が59歳以下の方を対象としています。60歳以上の方は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

駐在員専用特約<ご契約例>

	地域	アメリカ カナダ	ヨーロッパ（※1） オーストラリア ニュージーランド	その他地域
保険金額・てん補限度額	家族総合賠償責任	1億円		
	被害者治療費用	20万円		
	生活用動産損害	100万円（免責金額3万円）		
保険料 保険期間	3か月超から4か月まで	15,480円	10,730円	8,140円
	5か月まで	17,310円	11,800円	8,800円
	6か月まで	20,130円	13,870円	10,460円
	7か月まで	21,960円	14,940円	11,110円
	8か月まで	24,790円	17,010円	12,770円
	9か月まで	26,610円	18,080円	13,430円
	10か月まで	29,440円	20,150円	15,090円
	11か月まで	31,270円	21,220円	15,750円
	1年まで	34,090円	23,290円	17,410円
	2年（※2）	68,190円	46,580円	34,810円

（※1）ロシア・東欧を除きます。
（※2）1年を超えるご契約において保険料表に記載のない保険期間（1年6か月等）の保険料については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償内容のご説明

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
家族総合賠償責任保険金	責任期間中に発生した海外現地の住宅の所有・使用・管理または日常生活（住宅および住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。）もしくは自動車・車両の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、または他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、１回の事故につきお支払いする損害賠償金は、家族総合賠償責任保険金額を限度とします。 （注１）住宅内で一時的に預かったものに与えた損害については１回の事故につき10万円を限度とします。 （注２）訴訟費用等は、自動車事故を除き別枠でお支払いします。 （注３）自動車賠償責任対象外特約をセットされた場合は、自動車事故に起因する損害賠償責任は保険の対象となりません。 （注４）自動車事故に起因する損害賠償責任を補償するご契約内容の場合、必ず現地の自動車保険をご手配ください。 （注５）自動車事故については、下記の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。 事故発生地（属領、信託統治領を含みます。）／免責金額（対人・対物共通、１事故につき） アメリカ、カナダ／2，500万円 ヨーロッパ諸国（ロシア・東欧を除きます。）、オーストラリア、ニュージーランド／1，000万円 上記以外の地域／300万円 （注６）賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。	●故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●航空機・船舶の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（住宅内で一時的に管理する他人の財物、賃貸業者から直接借りた旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室等に与えた損害は除きます。） ●被保険者が所有・使用・管理する自動車・車両により競技等をしている間のその自動車・車両に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
被害者治療費用保険金	責任期間中に発生した偶然な事故による以下の①～③のいずれかに対し、被保険者がその治療費用を負担した場合に、被害者１名につきてん補限度額を限度として、事故の発生の日からその日を含めて１年以内に要した費用をお支払いします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する事故による他人の身体の障害 ②被保険者の日常生活における偶然な事故による他人の身体の障害 ③許可を得て住宅内にいる他人または住宅に隣接する道路上にいる他人の身体の障害（被害者自身の行為によるものを除きます。）	●被保険者の職務遂行に起因する他人の身体の障害 ●もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する他人の身体の障害 ●被保険者の同居の親族の身体の障害 ●被保険者の心神喪失に起因する他人の身体の障害 ●航空機・船舶の所有・使用・管理に起因する他人の身体の障害 ●被保険者の所有、使用または管理する自動車・車両に起因する他人の身体の障害 など
生活用動産損害保険金	責任期間中に保険の対象が火災・盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合、保険の対象の１つ（１個、１組または１対）あたり20万円（保険の対象が乗車券等またはパスポートの再取得費用等は5万円）を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします（免責金額は３万円）。ただし、同一保険年度内に生じた事故による損害に対して、生活用動産保険金額を限度とします。 （注１）保険の対象とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者または被保険者の同居の親族が責任期間中に携行する、もしくは海外現地の被保険者の住宅に保管する被保険者または被保険者の同居の親族が所有する家財および身の回り品をいいます。ただし、下記のものは保険の対象に含まれません。 ◇現金、小切手 ◇クレジットカード、運転免許証 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物、稿本、設計書 ◇業務の目的のみに使用される設備・什器 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 など （注２）「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。 （注３）旅券の損害については、１回の事故につき５万円を限度として、発給費用（宿泊費・交通費等を含みます。）をお支払いします。 （注４）自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。 （注５）日本と海外現地の住居間を引越荷物として国際間輸送する間の損害については、あらかじめ割増保険料をお支払いいただいていない場合、お支払いの対象とならないことがあります。 （注６）１個あたり20万円を超える家財・身の回り品については、ご契約時にあらかじめご申告いただくことにより、20万円を超える損害についてもお支払いします。	●故意または重大な過失 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等 ●差し押さえ、没収 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●欠陥・自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ●詐欺または横領 ●置き忘れ（※）または紛失 （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 ●保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●汚損、すり傷または塗料のはがれなど外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ●楽器の音色、音質の変化 ●ガラス器具、美術品の破損（火災・盗難等の事故の結果として生じた場合を除きます。） など

★このチラシは「海外旅行総合保険　海外駐在員向けプラン」の概要を説明したものです。詳しい内容については、「パンフレット」「海外駐在員専用特約集」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
＜連絡先＞https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

（SJ24-51042　2024.7.3）502663 -0800